

企業主導型保育施設ご利用の方向け

令和7年9月ご利用分以降の変更点について

NEW★令和7年9月以降のご利用分から、第1子の方も補助対象になります！★補助金額が拡充されます！

月額補助上限金額

第2子以降の方→区側の審査処理で金額の切り替えを行いますので金額変更のための再申請は不要です。
(4月から8月分までのご利用分とまとめてご申請いただけます。)

クラス年齢	子どもの順番	令和7年4月～8月 までのご利用分	令和7年9月以降の ご利用分
0から2歳児クラス	第1子	対象外	38,000円
	第2子以降	25,000円	
3から5歳児クラス	第1子	対象外	30,000円
	第2子	20,000円	

※月の初日に世田谷区民であること(世田谷区に住民登録があること)が補助を受ける要件です。

※実費負担額が補助上限額に満たない場合は、実費負担額までの補助となります。

申請の流れ

保育施設から提出された利用状況報告書の内容をもとに、対象となる方あてに、区からご案内をお送りいたします。次回は、9月下旬を予定しています。

施設に領収証兼保育提供
証明書を発行してもらう



締切までに電子申請



区で審査のうえ支給



スケジュール

各回の締切を過ぎてしまった場合も、次の回で審査の上お支払いいたします。**注意**
ただし、最終締切日(4月14日)までに申請がない場合、補助金はお支払いできません。

申請可能な利用年月	申請締切日	口座振込み時期	次回申請の案内 ※締切日までにご申請された 方にのみ案内をお送りします
第2回(4月～9月分)	令和7年10月15日	令和7年 11 月下旬	令和7年12月下旬
第3回(4月～12月分)	令和8年 1月14日	令和8年 2月下旬	令和8年 3月中旬
第4回(4月～3月分)	令和8年 4月14日 (最終締切日)	令和8年 5月下旬	翌年度(予定)

Q&A

No.	質問	回答
1	申請の案内が届きません	区からのご案内は、施設から区宛てに提出された名簿をもとに、対象の方のご自宅へお送りしております。ご案内が未着の場合、施設からの名簿のご提出が漏れている可能性がありますので、必ずお電話にて 03-6453-4990 までご連絡ください。
2	詳しい申請方法を教えてください	今後、ご自宅あてにお送りする 申請のご案内 もしくは、区ホームページ にてご確認くださいませ。 なお、区ホームページでは、紙の申請書類のダウンロードが可能です。①請求書②家族状況届③領収書兼保育提供証明書  を郵送でお送り下さい。 (窓口は、区役所本庁舎第2庁舎2階22番窓口のみです。各総合支所や出張所の窓口では受け付けていないためご注意ください) 郵便事故等もあるため、可能な限り電子申請にご協力ください。 区ページID :1523
3	所得制限はありますか？	世帯の収入に関係なく補助金対象となります。所得によって補助金額が変動することはありません。
4	企業主導型保育施設を利用しています。区に対して無償化の請求はできますか？	企業主導型保育施設をご利用の場合の無償化(0から2歳クラスの非課税世帯もしくは3から5歳クラスが対象)は、施設が保育料から減額する形で実施します。区からのお支払いはしておりませんので、減額の詳細等は施設に直接お問い合わせください。
5	他の施設に転園した場合、補助金はどうなりますか？	通う施設や幼稚園の種別によって異なります。 区ページ ID:10734 から園種別に応じた補助のページをご確認いただけますのでご参照ください。 (ページIDを区HPの検索メニューに入れてご検索ください)
6	世田谷区から引っ越すことになりました。補助金はいつまで支給されますか？	月の初日に世田谷区民であることが補助要件になるため 、住民票が1日時点で別の自治体に異動した場合は転出先の自治体からの補助金支給となります。補助金制度は各市区町村でそれぞれ設定しているため、転出先の市区町村に前もってご相談いただくことをおすすめします。
7	第2子以降を預けています。4月～6月分の申請を忘れていましたが、補助金はもうもらえますか？	第2回で4月～9月分をご申請いただければ、11月下旬にまとめてお支払いいたします。また、9月以降の金額変更は、区側の審査処理で切り替えを行いますので、4月～9月分をまとめてご申請ください。なお、年度の最終締切(令和8年4月14日)までにご申請いただければ、4月までさかのぼってお支払い可能ですが、最終締切を過ぎた場合は補助金をお支払いできませんのでご注意ください。

問合せ先

世田谷区子ども・若者部内 幼保補助金事務センター 03-6453-4990 (平日 8:30-17:00 ※庁外のセンターで受電)
 【窓口】〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27(第2庁舎2階22番窓口)保育認定・調整課 認可外保育施設担当